

広島県告示第三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定によって、同法による医療扶助のための施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十年一月十七日

広島県知事 藤田 雄 山

氏名	住所	施 術 所		業務 類の	指定年月日
		名 称	所 在 地		
桑田 雅史	呉市本通一丁目一番一〇号 三〇三	クオレ総合整骨院	呉市本通一丁目一番一〇号	柔道整復	平成一九年一〇月一日
松島 周平	呉市広中新開三丁目一三番一八号	まつしま鍼灸院	呉市広中新開三丁目一三番一八号	あん摩マツサージ	平成一九年七月一日
松島 周平	呉市広中新開三丁目一三番一八号	まつしま鍼灸院	呉市広中新開三丁目一三番一八号	鍼灸	平成一九年七月一日
上田 育穂	東広島市黒瀬町津江四二三五番	レイス治療院 東広島	東広島市西条本町一番二三号	あん摩マツサージ	平成一九年一〇月二日